

# 加盟団体育成補助金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人宮崎市スポーツ協会に加盟する団体の組織の充実及び運営の円滑化を図るための育成補助金の交付に関する事務の取扱について、基本的事項を定めることにより補助金に係る予算を適正に執行することを目的とする。

## （交付の対象）

第2条 補助金の交付は、会長が必要と認める事務又は事業を行う加盟団体に対して、予算の範囲において、その必要な経費の一部を交付する。

## （交付の申請）

第3条 育成補助金の交付を受けようとする加盟団体は、次に掲げる書類を添えて、加盟団体育成補助金交付申請書（様式第1号）を6月末日までに会長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他会長が必要と認める書類

## （交付の決定）

第4条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、この申請に係る書類の審査及び必要に応じて聴き取り調査等を行い、適当と認めるものについて補助金の交付の決定を行うものとする。

## （決定の通知）

第5条 会長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を加盟団体育成補助金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## （事業計画の変更）

第6条 補助金の交付の決定通知を受けた後において、その計画を変更しようとする者は、変更の理由を付し、補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に第3条に定める添付書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

## （請求書の提出）

第7条 第5条の補助金交付決定書を受けた者は、速やかに加盟団体育成補助金請求書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

## （補助金の交付）

第8条 会長は、請求書の提出があったときは、内容等を確認のうえ、適当と認めるものについて口座振込みにより補助金を交付するものとする。

## （補助事業の遂行）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

## （実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、翌年4月30日までに補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して会長に届け出なければならない。

- （1）事業実施報告書
- （2）収支決算書又は決算見込書
- （3）その他会長が必要と認める書類

(補助金の返還等)

第11条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的以外に使用したとき
- (2) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく会長の指示に違反したとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日に一部改正する。

(加盟団体育成補助金交付要綱の廃止)

第2条 加盟団体育成補助金交付要綱(公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日施行)は廃止する。

参考

補助金の交付額は、予算の範囲内で加盟団体育成費を次の各号に定める割合で配分した額の合計額とする。

- (1) 均等割 加盟団体育成費の5割相当額を加盟団体数で除した額とする。
- (2) 会員割 加盟団体育成費の5割相当額を加盟団体の会員数規模に応じた額とする。